

令和4年1月24日 資料No.7
建設常任委員会

再開発担当

虎ノ門駅前地区市街地再開発組合の解散について



発行 東京都

目次

○市街地再開発組合の解散認可……………一

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………一

○令和三年度非常勤職員の第一種報酬の額……………一

○生活保護法による介護機関の指定……………三

告示(教)

○東京都立中央図書館の休館……………四

○東京都立多摩図書館の休館……………四

○権利変換計画の変更……………四

○開発行為に関する工事完了……………四

告示

●東京都告示第千四百七十六号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第四十五

条第四項の規定に基づき虎ノ門駅前地区市街地再開発組合の解散を認可したので、同条第六項の規定により告示する。
令和三年十二月十五日
東京都知事 小池 百合子

●東京都告示第千四百七十七号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。
令和三年十二月十五日
東京都知事 小池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（大田区下丸子四丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物並びに砒素及びその化合物
三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物



虎ノ門駅前地区の街づくりについて

1. 計画地の位置・地区の概要

当地区は、西側は桜田通り、北側は外堀通り、東側と南側をそれぞれ特別区道第1166号線、特別区道第86号線に囲まれた約0.5haの地区であり、銀座線虎ノ門駅と隣接した交通利便性が非常に高い場所に位置します。

地区周辺では、虎ノ門ヒルズの開業など開発動向が活発である一方、虎ノ門駅では、利用者の増加に伴うプラットフォームや出入口の混雑がみられ、駅自体の拡充が求められていました。また、細分化された小規模街区が多く、地区内の建物も更新が進まず老朽化が進行している状況でした。

平成26年8月には、虎ノ門一丁目において「街並み再生地区（虎ノ門駅南地区）」が指定され、敷地統合・街区再編の推進が図られるまちづくりのルールが定められました。

このような背景から、当地区においては、立地特性を活かし、虎ノ門駅の機能拡充や駅前としての防災拠点機能の強化を図るとともに、安全・安心でゆとりある歩行者ネットワークの確保など、当地区のみならず虎ノ門エリア全体の安全性・利便性の向上に貢献するまちづくりを目指しました。

■位置図



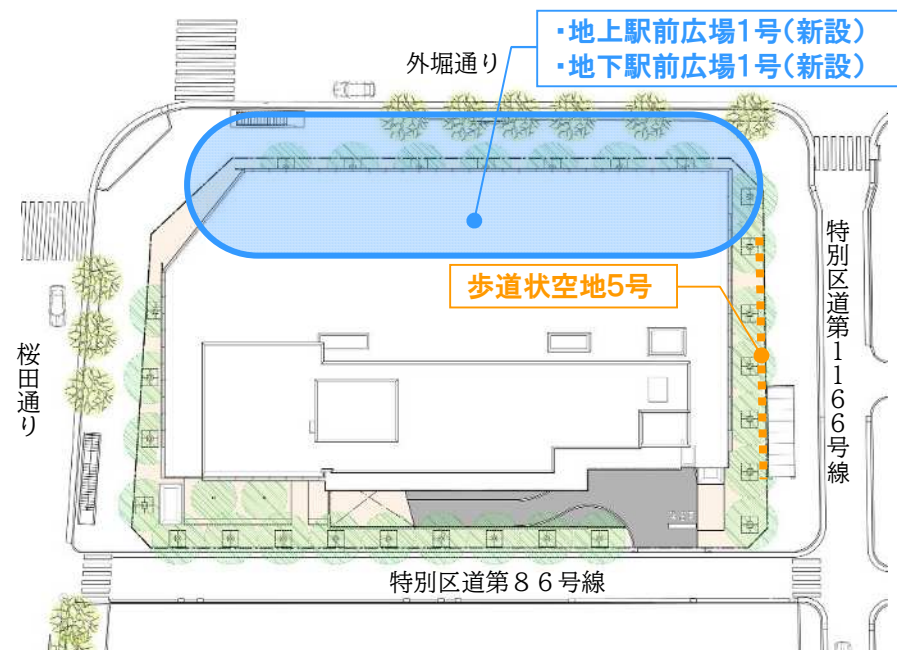
2. これまでの主な経緯

平成26年8月 虎ノ門駅前地区市街地再開発準備組合設立
 平成26年8月 街並み再生地区（虎ノ門駅南地区）指定
 平成27年7月 都市計画決定告示
 平成28年4月 虎ノ門駅前地区市街地再開発組合設立認可
 平成29年1月 権利変換計画認可
 平成30年1月 着工
 令和2年6月 しゅん工
 令和3年12月 虎ノ門駅前地区市街地再開発組合解散認可

3. 整備した主な公共施設等

種別	名称	規模		備考
		幅員 又は面積	延長	
主要な 公共施設	地上駅前 広場1号	約800㎡	-	新設 階段・昇降機等を含む
	地下駅前 広場1号	約600㎡	-	新設 階段・昇降機等を含む
地区施設	歩道状空地 5号	0.5m	約25m	新設

■配置図



4. 施設建築物の概要

施行区域面積	約0.5ha
建築敷地面積	約2,782㎡
延べ面積 [容積対象面積]	約47,260㎡ [約38,100㎡]
建物高さ	約120m
階数	地上24階/地下3階
主要用途	事務所・店舗・駐車場等

■完成写真



外観（北西より）

地上駅前広場1号



地下駅前広場1号